

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例	
主管課	都市計画課（建築住宅課）	
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・建築士法(昭和25年5月24日法律第202号) ・宅地建物取引業法(昭和27年6月10日法律第176号) ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年1月21日号外政令第16号) ・宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年11月7日法律第191号) 	
【改正の概要】		
1 建築士事務所登録手数料関係		
国土交通省より「建築士事務所登録手数料について（技術的助言）」（令和6年9月4日付国住指第219号）が発出されたことを受け、同通知に基づき手数料を算定したことによる改正		
一級建築士事務所の登録手数料	18,000円 → 28,000円	
二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録手数料	13,000円 → 28,000円	
2 宅地建物取引業法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令関係		
宅地建物取引業法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う手数料の改正		
宅地建物取引業の免許の申請手数料	33,000円 → 書面申請 33,000円 電子申請 26,500円	
宅地建物取引業の免許の更新の申請手数料	33,000円 → 書面申請 33,000円 電子申請 26,500円	
3 宅地造成及び特定盛土等規制法関係		
宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定に伴い、県知事が新たに許可事務を行う必要が生じることによる新設		
77	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料	面積500㎡以内 17,000円ほか
77の2	土石の堆積に関する工事の許可申請手数料	面積500㎡以内 13,000円ほか
77の3	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可申請手数料	設計の変更 77の項に規定する金額に 1/10を乗じて得た金額 ほか
77の4	土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可申請手数料	設計の変更 77の2の項に規定する金額に 1/10を乗じて得た金額 ほか
施行日	1及び2は令和7年4月1日、3は令和7年5月23日	
【その他参考事項】		